

### (13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平井伸治

— 31 —

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号)の施行のための規則 に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	略
略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を 目的とする <u>鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホン ドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノ リガモ、ハイイロチュウヒ、コミニズク、コ ノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除 く。)</u> の捕獲等及び <u>鳥類(カルガモ、キジバ ト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシ ブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサ ギ、アオサギ及びコサギに限る。)</u> の卵の採 取等に係るものに限る。(2)から(16)までに	略

事務	市町村等
略	
8の2 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政 令第224号)の施行のための規則に基づく事務の うち、別に規則で定めるもの	略
略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を 目的とする <u>狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩 猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモン ガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、 ハイイロチュウヒ、コミニズク、コノハズ ク、カヤクグリ及びホシガラス以外のもの</u> の捕獲等 <u>(かすみ網を使用する方法以外の猟法 を用いるものに限る。)</u> 及び <u>カルガモ、キジ バト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシ ブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサ ギ、アオサギ及びコサギに限る。)</u> の卵の採 取等に係るものに限る。(2)から(16)までに	略

		<p>おいて同じ。)</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。</p> <p>(24)及び(25)において同じ。)</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>第75条の2の規定による公務所等への照会</u></p>		<p>ギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。</p> <p>(24)において同じ。)</p> <p>(24) 略</p>	
		<p>略</p> <p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（被害の防止を目的とする<u>鳥獣（クマに限る。）</u>の捕獲等に係るものに限る。）<u>から(16)まで</u>において同じ。)</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。</p> <p>(18)及び(19)において同じ。)</p>	<p>略</p>	<p>略</p> <p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（<u>クマによる</u>被害の防止を目的とするものに限る。<u>以下この項において同じ。</u>）</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。</p> <p>(18)において同じ。)</p>	<p>略</p>

(18) 略

(19) 第75条の2の規定による公務所等への照会

略

(18) 略

略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県社会福祉審議会</td><td><p>略</p><p>(3) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p>	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>調査審議する事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鳥取県社会福祉審議会</td><td><p>略</p><p>(3) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p></td></tr></tbody></table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p>
名称	調査審議する事項												
略													
鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p>												
名称	調査審議する事項												
略													
鳥取県社会福祉審議会	<p>略</p> <p>(3) <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項</u></p>												

略  
略

略  
略

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第3条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助金の交付) <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p>	(補助金の交付) <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。）の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p>
2 略	2 略
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

(1)～(4) 略

(5) 配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの及び配偶者のない男子（同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているもののうち、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

(1)～(4) 略

(5) 配偶者のない女子（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの及び配偶者のない男子（同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているもののうち、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。）並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

## 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表26の項及び28の項の

改正規定は、公布の日から施行する。